令和7年度シニアスポーツ振興事業補助金対象経費基準表

科目		内容		単価	提出書類(証拠書類)	備考	注意事項	対象とならない経費
			著名指導者特別講師	【 <口座振込払いの場合> (原則) は				左記の対象者以外に謝金として支 払った経費
			講師 (講義)	(講義) 1時間 12,000円以内 ・謝金支払内訳表 <現金払いの場合>		謝金の単価基準を超えて支払った 経費		
			指導者・役員	1日 10,000円以内	・領収書(領収日、住所、氏名を、謝金	スポーツ実技指導者		高校生以下の学生への謝金
			補助指導員· 補助役員	1日 6,000円以内	を受け取る本人が自筆で記入し、捺印し たもの)		事前打合せの際の謝金	
			医師	1日 20,000円以内	・現金払いの理由書		左記の項目に依らな	
			看護師·保育士	1日 15,000円以内	※著名指導者、特別講師へ謝礼を支払う		い場合は要相談のこ と。 ・著名アスリートに	
	事業の実施に供い、場道	が 大 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	手話通訳	1時間7,500円以内但し最大3時間まで	場合は、その略歴(プロフィール)を事 業計画書に添付			謝金対象者以外(参加者等)の昼食 代
謝金	オや講師等 に謝金を支 払う必要が		審判員	1日 10,000 円以内		カラブの個人で調理した日舎も刊		
			運営員	1日 1,000円以内	の内訳が分かる書類 <カード払いの場合> ・売上票や利用票等のカードで支払った ことが分かる書類 ・業者発行の納品書、請求書等支払金額 の内訳が分かる書類 <現金払いの場合> ・原則、業者発行のレシート又は印字さ れたレシート型領収書		場合に限る。)	

					※品名、領収額、単価、個数が印字され			
					ていること。			
	事業の実施に	施設使用料、会	会場使用料		<口座振込払いの場合>			駐車場代
	伴い、施設や備	場使用料、備品			振込明細書(原本)	事業実施に必要なス		電車代、バス代、宿泊料などの交通
	品等を使用し	借用料、用具借	用具借用料		業者発行の請求書等支払金額の内訳及	ポーツ用品		費
	たり借りたり	用料、レンタル			び借用内容が分かる書類 <u>(利用日、時間、</u>			レンタカーのガソリン代
	した場合の支	料など			金額、施設名・物品名等が明記されてい			個人から物品や車を借りた場合の
	払いがある場				<u> るもの)</u>			経費
	合など				<カード払いの場合>			クラブ間で物品の貸し借りを行っ
					・売上票や利用票等のカードで支払った			た場合の経費
				実費	ことが分かる書類		会場使用料は領収書	
					業者発行の請求書等支払金額の内訳及			
使用料•					び借用内容が分かる書類 <u>(利用日、時間、</u>	プロジェクターやテント等の事業備品	に使用日が明記され	
借上料					金額、施設名・物品名等が明記されてい		ていても、前年度納	
			備品借用料		<u> るもの)</u>		入のものは不可。	
					<現金払いの場合>			
					・原則、業者発行のレシート又は印字さ			
					れたレシート型領収書			
					・公共施設等の施設使用料は手書きの領			
					収書可(利用日、時間、金額、施設名等			
					が明記されているもの)_			
					・ 手書きの領収書のみで、内訳が分かる			
					書類がない場合は借用物品の写真の提			
					出が必要			
	事業の実施に	スポーツ用	スポーツ用品		<口座振込払いの場合>			
	伴い、消耗品	品、事務用			・振込明細書 (原本)		消耗品は1品当りの	個人の所有物になるもの
	を購入する必	品、参加賞、	事務用品	実費	・業者発行の納品書、請求書等支払金額		単価で 100,000 円未	クラブの日常活動に供するもの
	要がある場合	賞状(筆耕代			の内訳が分かる書類		準価 C 100,000 円末 満 (税込) とする。	物品等修理代
消耗品費	など	は除く。)、入	報告用写真代		<カード払いの場合>	現像代のみ可(SDカ	(単価 10 万円以上	イベントや教室事業における景品
		賞品、図書、			・売上票や利用票等のカードで支払った	ード等の購入は不可)	- の商品の購入は不	(参加賞ではなくお楽しみ抽選会
	被服代なる	被服代 など	入賞品	※入賞品・参加賞は、	ことが分かる書類	飲食に関する物品、金	可)	の景品等)
		※1品当り税	e. I. Me	1人当り税込 300 円	・業者発行の納品書、請求書等支払金額	券は不可(熱中症予防	,	
		込5万円以下	参加賞	以内が補助金対象	の内訳が分かる書類	用に供する飲料は可)		

	ı			T	771 A 14 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		I		
		のもの			<現金払いの場合>				
					・原則、業者発行のレ	シート又は印字さ			
					れたレシート型領収書				
					※品名、領収額、単位	価、個数が印字され			
					ていること。				
					・業者に発注した場合	合、業者発行の納品			
					書、請求書等支払金額	質の内訳 (購入した			
					物品 (品名・規格等)	個数・単価)が分			
					かる書類				
					・手書きの領収書のみ	なで、内訳が分かる			
					書類がない場合は購	入物品の写真の提			
					出が必要				
	事業の実施に	ポスター、プ	ポスター		<口座振込払いの				個人に印刷物作成を依頼した場合
	伴い、印刷製	ログラム等の		_	場合>	作成物を 1 部提	業者に作成を依頼し		の経費
	本に係る支出	印刷代(デザ	チラシ		•振込明細書(原本)	出すること	たものに限る。		
	を要する場合	イン等含む)、	プログラム		・業者発行の納品	ш, осс	75 0 0 7 1 C 1 1 2 3 5		
	など	コピー代 な		-	書、請求書等支払金				
		ど			額の内訳(購入した		有償に限る。(個人宅		
			コピー代		物品(品名・規格		等でのコピーは除		
					等)・部数・単価)が		< ₀)		
					分かる書類				
					<カード払いの場			対象事業の実施に関	
印刷				実費	合>			してのみ使用するも	
製本費					・売上票や利用票等			のを対象とする。	
					のカードで支払っ				
					たことが分かる書	(4. N.) - T. II -	NIG and the American American		
			看板代		 類	作成した看板の	業者に作成を依頼し		
					・業者発行の納品	写真添付要	たものに限る。		
					書、請求書等支払金				
					額の内訳(購入した				
					物品(品名・規格				
					等)・部数・単価) が				
					分かる書類				
					74 14 D E 75				

通信 費	事業の実施に伴っる発生する通信、保る経費など	郵便料、送料 (宅配料)、運搬料 (搬入出作業に供するもの) など	切手・はがき	実費	くう・レさ領※価で・書額物等がくのより、アンは、大いのより、アンは、大いのようでは、大いのようでは、大いのようでは、大いのようでは、大いのようでは、大いのようでは、大いのは、大いのは、大いのは、大いのは、大いのは、大いのは、大いのは、大いの	すること 配送先明細を添	使用明細には使用日、送付先を明記のこと	対象事業の実施に関してのみ使用するものを対象とする。	個人に荷物運搬を依頼した場合の 経費 補助金申請・報告等の手続きに要す る郵送料 電話料金、メール・インターネット 等通信料 ガソリン代
					等支払金額の内訳				

			1	T				1
					レシート又は印字			
					されたレシート型			
					領収書			
					※品名、領収額、単			
					価、個数が印字され			
					ていること。			
					・空配便等では、金			
					額、配送物が明記さ			
					<u>れていれば、依頼主</u>			
					控え伝票も可(依頼			
					主欄にクラブ名が			
					<u>明記されているこ</u>			
					<u>と</u> 。			
	事業の実施に	送金 (振込)			・振込明細書原本			
	伴い、各種手	手数料、各種			(振込金額、手数料			補助金返還の際の振込手数料
	数料を支払う	証明手数料な			額、依頼人名、振込			
	必要がある場	ど			先、利用日が明記さ		振込依頼人名はクラ	
	合など				れていること)		ブ名 (個人名不可)	
					・支払内容が分かる			
- Met dat			less - Widel		書類(謝金の場合は	講師謝金、物品購入代	インターネットバン	
手数料			振込手数料	実費	謝金支払内訳表、謝	金等の振込手数料	キングの場合は PC	
					金以外の場合は請		画面のスクリーンシ	
					求書、納品書等)		ョットも振込明細書	
					※支払内容が分か		として取り扱う。	
					る書類については、			
					実際に支払った科			
					目に添付すること。			

	= 44 0 = 44 1	1 3 11-15							
	事業の実施に	イベントに係			<口座振込払いの				
	伴い、賠償責	る保険(賠償			場合>				運搬車両等の運転に係る自動車保
	任保険や傷害	責任保険、傷			・振込明細書(原本))
	保険などに加	害保険)な			・業者発行の請求書				持ち込み備品等に係る損害保険料
	入する場合な	ك			等保険加入内容・支				
	ど				払金額の内訳が分				
					かる書類(加入者				
					数、単価等)				
					<カード払いの場				
					合>		賠償責任、傷害、動産 総合の各保険料		
				実費	・売上票や利用票等				
			イベント保険		のカードで支払っ				
					たことが分かる書	加入 (契約) 内容 が判る書類を添 付			
					類				
					・業者発行の請求書			対象事業の実施に対	
保険料					等保険加入内容・支			して加入するもの。	
					払金額の内訳が分				
					かる書類(加入者				
					数、単価等)				
					<現金払いの場合				
					>				
					・原則、業者発行の				
					レシート又は印字				
					された領収書(保険				
					証書も可)				
					・業者発行の請求書				
					等保険加入内容・支				
					払金額の内訳が分				
					かる書類(加入者				
					数、単価等)				
	事業の実施に	会場設営費、広			<口座振込払いの	配布先明細		対象事業の実施に関	
委託料	伴い、別途事業	告掲載料、チラ	折込チラシ配布	実費	場合>	広告掲載物の原		してのみ委託するも	
2 4 2 1 1	者に委託する	シ折込などの	広告掲載料	大貝	•振込明細書(原本)	本		のを対象とする。	
	110011110	1 - 1/12/2007		L	がくこうがも目(ルバイン)	- 1 1	L		

	業務がある場	業務委託に係			・業者発行の請求書				税込単価 10 万円以上の看板設置経
	未扱 N - 80 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -	るもの等			等支払金額の内訳			事業全体の委託は不	費
	6.6	20.4			が分かる書類			可。	型 個人に会場設営や装飾を依頼した
					・法人と契約した場			• •	もの
					合は委託契約書等				012
					の写し				
					<カード払いの場				
					合>				
					・売上票や利用票等				
					のカードで支払っ				
					たことが分かる書				
					類				
			会場設営費	実費	・業者発行の請求書	看板作成設置の	業者に会場設営を依		
			公勿臥日貢		等支払金額の内訳	場合はその写真	頼したものに限る。		
					が分かる書類				
					<現金払いの場合				
					>				
					・業者発行の領収書				
					・業者発行の納品				
					書、請求書等支払金				
					額の内訳が分かる				
					書類				
					・法人と契約した場				
					合は委託契約書等				
					の写し				
科目		 内容		単価	提出書類(記	 正拠書類)	備考	 注意事項	対象とならない経費
	事業の打合せ						···· •		The second secon
	や当日の来場								
旅費	等でスタッフ								
	等が公共交通	交通費、宿泊代	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外
交通費	機関や宿泊施	など						, , , ,	
	設等を利用す								
	る場合など								

| 光熱水費 | 事業の実施に
伴い、光熱水費
が必要な場合
など | 電気料金、ガス
料金、上下水道
使用料金 な
ど | 補助対象外 |
|-----------|---|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 筆耕翻訳
料 | 事業の実施に
伴い、筆耕や外
国語通訳など
を依頼する必
要がある場合
など | (賞状、招待状等に係る)筆耕料、翻訳料、外国語通訳料、速記料など | 補助対象外 |

- ※ 上表中の補助対象経費以外に当該補助金を充当することはできませんので、ご注意ください。
- ※ 各科目の内容の詳細については、「事務の手引き」を参照してください。